

基本仕様書

1 事業名

有機農業推進事業業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部農業振興課 他

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1)新たに有機農業に取り組む地域・団体の発掘

①有機農業に取り組む農業者等の調査

- ・調査対象者は、市内在住者で有機農業に取り組む農業者及び有機農業に取り組む意思のある農業者とする。調査対象者の選定については、委託業者の提案によるものが望ましいが、市は関係機関からの聞き取り等を通じ、得た情報について、委託業者へ随時情報を共有するものとする。
- ・調査項目については、調査票 A(参考)を参考に、今後の市内の有機農業の推進に寄与する内容とし、市と協議のうえ決定すること。
- ・調査結果の報告については、令和6年8月末までに委託業者より市に対して、6成果物(1)①のとおり報告すること。

②有機農業研修会の実施

- ・研修会の対象者については、市内在住者かつ生業として有機農業に取り組む意思のある者とする。研修会の回数については6回以上、受講者数については5名以上を見込んでいるが、研修内容等を踏まえ、講師、委託業者、市の3者で協議のうえ決定する。
- ・研修会の講師選定については、現に有機農業を生業とし生計を立てている者もしくは、それに準じる者とし、講師に対する謝礼は本業務に係る委託料より支出すること。
- ・研修会の内容については、原則、講師の意思を反映するものとするが、慣行農業を著しく否定した内容とならないよう配慮するなど、市と協議のうえ決定すること。
- ・研修会の日程や所要時間及び実施場所については、講師、委託業者、市の3者で協議のうえ決定すること。
- ・研修受講者とのやり取りについては、原則、講師または委託業者が行うものとするが、市が対応することが妥当と判断した場合にはこの限りではない。
- ・研修終了後、受講者より研修の感想についてアンケートを取り、内容を取りまとめること。なおアンケートの内容については、市と協議のうえ決定すること。

③先進地事例調査

- ・先進的に有機農業に取り組む地域の視察に向けた調整を行い、視察内容等についてレポートにまとめ、市へ提出するもの。
- ・視察する地域については、市と協議のうえ決定するものとする。
- ・視察参加者は、委託先、市、②研修受講者を基本とするが、それ以外の参加希望者があれば、本事業の趣旨に鑑み、委託先と市が協議のうえ決定する。
- ・視察先へのバス代等の交通費については、委託先の負担もしくは、参加者より実費相当分を徴収することも可能とする。なお、宿泊を伴う地域への視察も可能とするが、その際の費用負担については、市と協議のうえ決定するものとする。

④有機農産物の販売戦略の策定に向けた調査研究

- ・有機農産物の販路について調査を行うとともに、②の有機農業研修を受講した者が生産した農産物について、販売する機会を模索し、市と共に協議、検討すること。

⑤有機肥料に関する調査研究

- ・有機農産物に使用可能な有機肥料について調査研究し、その結果を市に対して報告するもの。
- ・有機肥料の成分については、市内で有機農産物の栽培に取り組む者が、活用できるものを前提とし、下記のようなものを想定している。
(例)生ごみ堆肥、動物質肥料、植物質肥料など

(2)市民・事業者の理解促進

①市民の有機農産物に対する意識調査

- ・福岡市民を対象に、有機農産物に対する意識調査を行う。調査項目は調査票B(参考)を基に、有機農産物を購入するか否かの判断基準など、今後、市民の有機農産物への関心を高めるための施策を実施する際の参考となるような内容とすること。
- ・調査方法や調査項目については、市との協議のうえ決定すること。

②有機農産物のPR活動

- ・有機農産物の効果的なPR方法及び機会について企画し実施すること。
- ・有機農産物のPR内容については、市民が農産物を選ぶ際の選択肢の幅を広げるための内容とし、慣行農業を著しく否定した内容とならないよう配慮すること。
- ・PR活動は、3つ以上企画・実施することとし、うち1回は市の農林水産業関連イベントでもPRすることを念頭におき、令和6年11月までに実施すること。
(例)マルシェ等で市内産有機野菜の販売会、ホームページを活用した市内産有機農産物の紹介、プロモーション動画の作成等
- ・PR活動の実施にあたり、PR方法、機会、規模及び人員体制等について、市と協議を行うこと。

(3) 本業務の成果の取りまとめ等

- ・上記(1)及び(2)を踏まえた成果や分析等の結果について取りまとめ、次年度以降に検討すべき課題や今後の有機農業推進に向けた効果的な手法等について提案すること。
- ・取りまとめにあたっては、想定している方法等についてあらかじめ市と協議をすること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

6 成果物

(1)新たに有機農業に取り組む地域・団体の発掘

①有機農業に取り組む農業者の調査

農業者ごとにエクセルデータまたはワードデータで調査結果を作成すること。

②有機農業研修会の実施

研修ごとに、講義内容(実習形式の場合は体験内容)をレポート(研修受講者の感想や研修風景の写真なども盛り込まれている資料)にまとめ、ワードデータで提出すること。なお、講義で使用する資料についても併せて提出するものとするが、形式については、講師と協議のうえ決定するもの。

③先進地事例調査

先進地事例調査について、エクセルデータまたはワードデータで視察内容等をレポートにまとめたものを提出すること。

④有機農産物の販売戦略の策定に向けた調査研究

エクセルデータまたはワードデータで調査結果をまとめ、販売戦略について提案すること。

⑤有機肥料に関する調査研究

エクセルデータまたはワードデータで調査結果を作成すること。

(2)市民・事業者の理解促進

①市民の有機農産物に対する意識調査

エクセルデータまたはワードデータで調査結果を作成すること。なお、調査項目に対応した回答ごとにグラフ等を用いて資料としてまとめること。

②有機農産物のPR活動

活動内容をエクセルデータまたはワードデータで作成すること。

広報物を製作した場合は、それも提出するものとし、形式については、市と協議のうえ決定するもの。

(3) 本業務の成果の取りまとめ及び市への提案

エクセルまたはワードデータを作成すること。

※上記(1)～(3)は、数値等をできるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

(4) 上記(1)～(3)までを、紙で3部、CD-ROMで1枚提出すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (5) 受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、成果物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

8 その他特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部農業振興課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を順守すること。
- (5) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（O Aソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適

用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。